

光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方

光市中学校部活動改革推進協議会

令和5年12月

1 目指す姿

国の示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校における部活動を地域における活動へと積極的に変えていくとともに、「地域の子どもたちは学校を含め地域で育てる」という意識の下、一人ひとりの子どもの願いに応じたスポーツ・文化芸術活動をはじめ、種々の活動に親しむことのできる持続可能で多様な環境と体制を整備することにより、望ましい成長を図ることができ活動の場を構築する。

2 地域移行の方向性

(1) 地域移行の時期

- 国の示す「改革推進期間（令和5年度から令和7年度）」の3年間を目途に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、令和8年度中の学校部活動の地域移行の実現を目指す。なお、学校部活動の地域移行は、平日、休日の区別なく行うこととする。
- 学校部活動については令和7年度末をもって終了することを基本とするが、令和8年度に中学校3年生になる生徒が所属する学校部活動の終了時期については、各学校等の実情によるものとする。

(2) 運営形態

- 学校単位の「学校部活動」から地域による「地域クラブ活動」に移行する（国が示す類型例の「地域スポーツ団体等運営型」（別紙〈資料1〉）を基本とする）。

(3) 活動内容

- 既存の地域スポーツ・文化芸術活動を基本的な移行先の受け皿としつつ、生徒の状況に適した多様な活動の場を検討する。

(4) 地域移行の工程

- 大会の在り方等の見直し状況も勘案しながら、活動の運営主体となる地域団体等の体制が整った活動から順次移行する。
- 「学校部活動」と「地域クラブ活動」が併存する移行期間を設けるなど、生徒や保護者、学校にとって円滑な移行を検討する。

(5) 指導者

- 大会等参加に必要な指導者資格や指導者としての資質・能力を有する地域の指導者（一部教職員の兼職兼業）とする。

(6) 会費等

- 指導者の報酬、保険料、移動費用、会場使用料、用具代などについては、受益者負担を基本とする。

3 地域移行推進のための体制

(1) 中学校部活動の地域移行の取組は、教育委員会が主管する。

(2) 教育委員会は、地域移行に係る計画や取組の詳細等を協議する機関として光市中学校部活動改革推進協議会を設置し、協議会の報告を受け地域移行に係る施策を決定する。

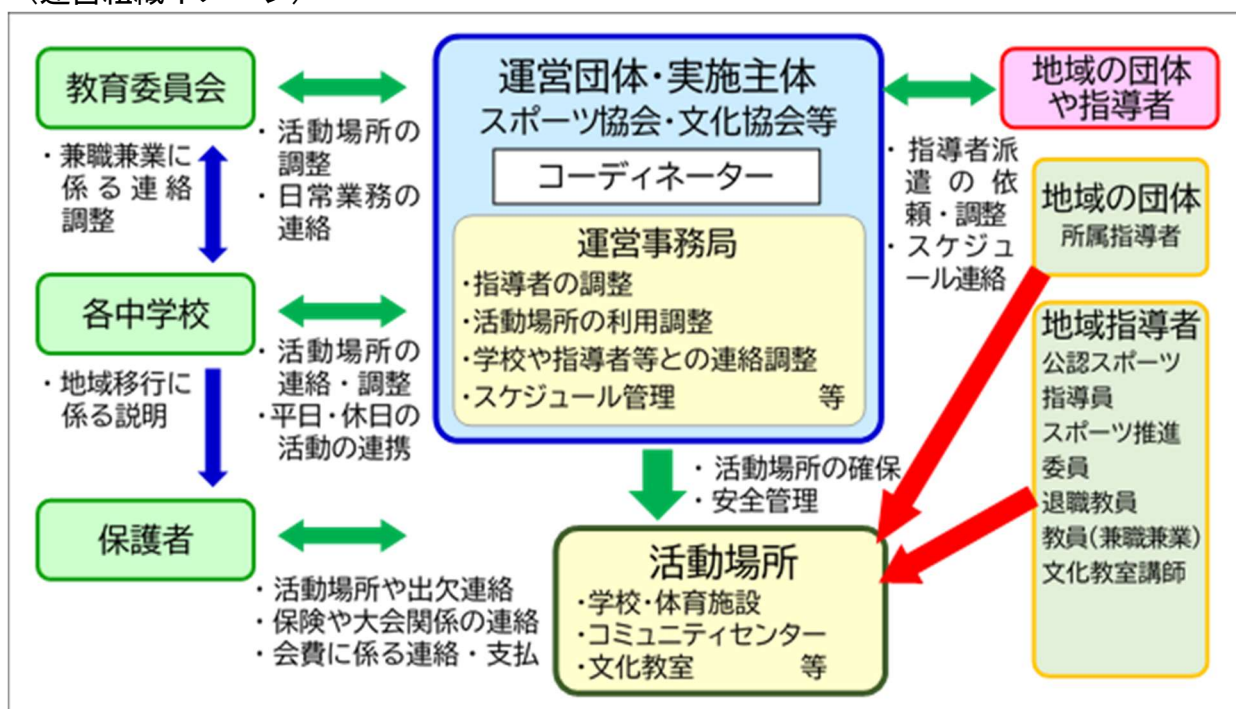
(3) 学校は地域スポーツ・文化芸術団体等との連携を深めるとともに、生徒・保護者等からの情報収集、並びに部活動の移行に関する情報の提供および周知に協力する。また、円滑な移行のための校内体制の構築、学校施設の提供、生徒・保護者等への連絡調整を行う。

(4) スポーツ・文化芸術活動等各地域団体は、各協会、教育委員会、学校と連携し中学生の多様な体験機会の確保に努める。

〈資料1〉 地域移行完了後の運営組織

- スポーツ協会や文化協会等地域団体が運営の中心となり、地域や中学校等と連携する「スポーツ・文化協会等運営型」とする。
- スポーツ協会や文化協会等が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校や指導者、生徒・保護者等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。
- スポーツ協会や文化協会等は、地域の指導者である公認スポーツ指導者や退職教職員、兼職兼業の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化指導者に依頼を行い、指導者として派遣することができる。

(運営組織イメージ)



●令和7年度までの運営体制イメージ

